

短期人間ドックなどの補助のお知らせ

【問合せ】本庁保険年金課 四(23)5111
 ・国保対象者に関すること：国保グループ(内線2831)
 ・後期高齢者医療保険対象者に関すること：高齢者医療グループ(内線2831)

薩摩川内市国民健康保険(以下「国保」)および後期高齢者医療保険に加入している方の健康増進・健康維持のため、短期人間ドックなどの補助を行っています。

検査結果によっては、保健師による保健指導も行います。

短期人間ドック

■対象者

国保および後期高齢者医療保険に加入している方
 ＊前年度までの国保および後期高齢者医療保険の保険料を完納されている方

■利用券申請に必要なもの

- ① 国保被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ② 印鑑(スタンプ印は除く)
- ③ 契約医療機関からの通知書など

■補助対象ドックの種類

- ▼ 一日ドック
 - ▼ 一泊二日ドック
 - ▼ 女性ドック
 - ▼ 脳ドック(40歳以上)
 - ▼ がんドック(PET検査)
- ＊「がんドック」については、補助人数に制限(国保Ⅱ40人、後期高齢Ⅱ10

人まで)があります。予約前に、問合先へ電話などで確認してください。

■利用回数

年度内1回のみ利用となります。
 ＊複数のドックを受診されても、2回目以降は補助の対象になりません。

■予約から検査までの手順

- ① 下表の医療機関に、電話などで受診希望ドックの予約をします。
- ② ドックの前日までに、必ず本庁保険年金課または各支所地域振興課で利用券の申請をします。
- ③ 利用当日、医療機関に被保険者証と利用券を提出します。

■温泉保養のご案内

国保および後期高齢者医療保険に加入している方を対象に、温泉保養利用助成制度があります。

＊短期人間ドック、温泉保養の詳細は、問合先または各支所地域振興課健康福祉グループ(鹿島支所は市民福祉グループ)に問い合わせください。

経済センサス 活動調査



【調査の目的】

経済センサスの「活動調査」は、事業所や企業を対象に、経理項目(売り上げや費用など)の経済活動の状況などを調査します。

これは、統計法に定められた大切な調査であり、日本の産業構造や事業活動の「いまを明らかにします。

＊経済センサスは、基本構造を調査する「基礎調査」(平成26年度に実施済)と、今回実施する「活動調査」から成り立っています。

【調査の期日】Ⅱ 6月1日現在

【調査の対象】

全国の事業所および企業(農林漁業などに属する個人経営事業所を除く)

【調査の方法】

- 単独事業所(純粋持株会社で資本金1億円以上を除き、新設された事業所などを含む)の場合
 - 5月中旬から、調査員が訪問し、新設・廃止の確認や調査票への回答依頼・配布を行います。
- 回答方法は、インターネットまたは紙調査票のいずれかを選択できます。紙による調査票で回答される場合は、調査員が後日、回収に伺います。



大切な調査にご協力ください!

● 支店を有する企業および単独事業所(純粋持株会社で資本金1億円以上)の場合
 国から直接、調査票などが郵送されます。

企業全体および支店ごとの従業員数や売上金額などについては、本店での回答となります。

＊かたり調査に注意してください。
調査員は必ず、調査員証と腕章を携帯しています。

【問合先】Ⅱ 本庁企画政策課企画総務グループ
 四(23)5111(内線4852)

薩摩川内市農業振興地域整備計画の全体見直しを実施しています

この整備計画では、県知事が定めた農業の振興を図るべき地域を、おおむね10年先を見据え、農業用として積極的に活用する区域(農用地区域)とそれ以外の区域に区分します。

本市は、前年度実施した現地調査の結果などを基に、本年度中に農用地区域などの見直しを行います。

● 除外・編入などの基準について

整備計画の見直しは、農業振興地域の整備に関する法律(以下、「農振法」)などの基準に基づいて検討を行います。

▼ 除外できる地域

ア 国・県道や学校などの公共施設が、整備された地域、または整備される予定がある地域

イ 農地であった場所が山林・原野化し、かんがい排水施設の整備やほ場整備など、土地改良事業の受益地に該当しない地域

ウ 耕作放棄などにより、「非農地」と決定された土地 他

▼ 編入できる地域

ア 10ha以上の集団的な農地

イ 土地改良事業などの受益地

ウ 2ha以上または右記ア・イの土地に隣接する、畜舎や鶏舎などの農業用施設に供される土地 他

● 農用地区域に設定されると・・・

農用地区域とは、今後市が、農業上の

利用を図るため、農振法の条件などに基つき、整備計画に定める区域をいいます。この区域に設定された場合、非農業的土土地利用が制限され、原則として、農地転用ができなくなります。また、個別の申し出による農用地区域からの除外や編入などを行う場合も、農振法で定められた基準を満たす必要があります。

【注意事項】

整備計画の見直しに伴い、個別の変更申し出(除外・編入など)の受け付けを、一時停止します。

現在、農用地区域からの除外や農用地区域への編入を検討されている方は、停止期間前までに、申し出に係る書類を提出してください。

【停止期間】Ⅱ 8月1日～平成29年3月31日まで

● 地域別意見交換会について

整備計画の見直しに際し、地域の皆さんの意向を反映させるため、整備計画変更に係る説明・意見交換会を、6月頃に開催する予定です。

＊開催については、コミュニティ協議会などを通じて、後日お知らせします。

【問合先】Ⅱ 本庁農政課農業振興グループ

四(23)5111(内線4222) または各支所地域振興課農業振興グループ(鹿島支所は産業建設グループ)